

平成 29 年 10 月

患者様・ご家族様各位

伊予病院

生活療養環境療養標準負担額の改訂のお知らせ

厚生労働省による医療と介護の負担の公平化を図る観点から、平成 29 年 10 月 1 日より、医療療養病床（回復期病棟）に入院している 65 歳以上の方の 1 日当たりの生活療養環境療養標準負担額（光熱水費）が段階的に引き上げになります。

医療療養病床に入院している 65 歳以上の方	現行 (平成 29 年 9 月 30 日まで)	<u>平成 29 年 10 月～ 平成 30 年 3 月まで</u>	平成 30 年 4 月～
・医療の必要性の低い方 (医療区分Ⅰの方)	320 円	⇒ <u>370 円</u>	370 円
・医療の必要性の高い方 (医療区分Ⅱ、Ⅲの方)	0 円	⇒ <u>200 円</u> ⇒	370 円
・指定難病の方 ・老齢福祉年金受給者 ・境界層該当者	0 円	<u>0 円</u>	0 円

※上記の医療区分につきましては、状態により日々変動することがございます。
ご不明な点ございましたら、受付までお問い合わせ下さい。